

ご存知ですか？重度心身障害者医療費助成事業

- 重度の障害をお持ちの方に（医療費の一部負担金 調剤一部負担金）を助成いたします

医療助成の対象となる方		手続きに必要なもの
1	身体障害者手帳1・2級所持者	医療保険証・印鑑 身体障害者手帳および療育手帳
2	医療手帳A所持者	
3	身体障害者手帳3・4級と療育手帳B1を所持する重複障害者	

ひとり親家庭の父母と児童に 入院医療費の自己負担分を助成いたします

ひとり親家庭の父母とその父母に扶養されている児童を対象に入院医療費一部負担金を助成いたします。入院医療費の助成対象者は下記のとおりとなっています。なお、医療費の助成を受けるためには申請が必要です。

医療助成の対象となる方		手続きに必要なもの
1	満18歳に達した年度末までの児童を扶養しているひとり親家庭の父母等および当該児童	医療保険証・印鑑 (戸籍確認書類が必要な場合もあります)
2	満18歳に達した年度末までの父母のない児童	

※ 上記の制度は医療保険加入者が対象となり、所得制限があります。

詳しくは、役場住民福祉課（TEL 72-3416）までお問い合わせください。

徳島県障害者相談支援センターによる 身体障害者巡回相談のお知らせ

障害の状況や遠隔地である等の理由により、障害者相談支援センターに直接来所できない方を対象に巡回相談を行いますので、この機会にご相談ください。

1. 相談内容

- 身体障害者の補装具（義足・補聴器等）の給付を受けたい。
- 身体障害者の施設の情報を知りたい。
- 身体障害者福祉の諸制度について知りたい。
- 生活全般、その他困っていることで相談したい。

2. 日程等

実施年月日	相談科目	場所
平成24年1月15日	整形外科	県立海部病院

3. 受付時間 午前11時から午前12時まで

4. 注意事項 完全予約制になっていますので、事前に役場住民福祉課へお申込みください。

5. 費用 無料

在宅知的障害者家庭支援事業のお知らせ

療育手帳の交付判定、再判定、障害年金の診断書作成、その他相談事業を徳島県相談支援センターの職員等が阿南保健所に巡回し行っております。

相談は無料ですが、予約が必要ですので事前に役場住民福祉課までお申し込みください。

実施日	場所
毎月第3水曜日（※都合により変更することがあります）	南部女性こども相談センター（阿南保健所内）